

平成31年4月23日(火) 参・文教科学委員会

19.4.23

赤池 誠章氏(自民)

問1 本新法の立法事実、制定の意義、経過について大臣の見解如何。(特に議員からは経過について、教育再生実行会議等の議論を積み重ねてきたことに触れてほしいとのこと。)

(答)

1. 高等教育については、全世帯の進学率は約8割であるのに対して、住民税非課税世帯では4割程度と推計しており、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあります。

また、最終学歴によって平均賃金が異なる状況にあります。

2. 本法律案は、低所得者世帯であっても、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等に修学できるよう、真に支援を必要とする者に対し、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて行い、経済的負担の軽減を図り、少子化の進展へ対処することを目的としています。

3. 経過としては、まず、平成27年7月の教育再生実行会議の第八次提言において、家庭の経済状況にかかわらず全ての意欲と能力のある子供たちが高等教育段階へ進めるよう、教育費の負担軽減の必要性が指摘されていたものと承知しています。

次頁あり

4. その上で、一昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」や、昨年6月の「骨太の方針2018」、さらに昨年12月に関係閣僚会合において取りまとめた「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」の内容を踏まえて、今国会に法案を提出し、御審議頂いているところです。

【参考】これまでの主な経緯

- ・平成27年7月8日 教育再生実行会議 第八次提言
- ・平成29年9月11日 人生100年時代構想会議 設置
- ・平成29年10月22日 第48回衆議院議員総選挙
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年6月14日 「高等教育の負担軽減の具体的方策について」
(「高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議」報告)
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）（閣議決定）
- ・平成30年12月28日 「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
- ・平成31年2月12日 第198回通常国会に法案提出
- ・平成31年4月11日 衆議院本会議において可決、参議院へ送付

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度PT主任大学改革官 銀島 豊（内線） [REDACTED]（直通） [REDACTED]（携帯） [REDACTED]

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

赤池 誠章氏（自民）

問6 「子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急激な少子化の進展への対処に寄与」とあり、少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用し、国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上して、文部科学省において執行することであるが、高等教育機関の負担軽減がどう少子化対策につながるのか。

(答)

1. 高等教育機関への進学率について、全世帯では約8割であるのに対して、住民税非課税世帯では4割程度と推計しており、全世帯の半分程度に留まっています。
2. このような進学率の差異を踏まえると、低所得者世帯では、家庭の経済的理由により進学を断念するケースがあると考えられるところです。
3. こういった低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、経済的理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つようとする観点からのものであり、「子どもに満足な教育を受けさせられないのではないか」との懸念を払拭することに繋がることから、少子化の進展への対処に資するものと考えています。

更問1 低所得者世帯への支援が少子化対策に資するという根拠如何。

(答)

1. 例えば、国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、理想の子ども数を持たない理由は、子育てや教育にお金がかかりすぎることが最大の理由とされています。

(参考1) 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

(2015年)

○ 理想の子供数を持たない理由(複数回答)について、30歳未満では76.5%、30~34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答。

2. また、内閣府の調査によれば、「どのような支援があれば、子供が欲しいと思うか」との質問に対し、「将来の教育費に対する補助」との回答が最も多い状況です。

(参考2) 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より。

○ 「どのようなことがあれば、あなたは(もっと)子供が欲しいと思うと思いますか」との質問に対し(複数回答)、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%。

3. このようなデータから、子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つと考えられ、低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、経済的理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つことに繋がることから、少子化の進展への対処に資するものと考えています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度PT主任大学改革官 銚島 豊(内線) [] (直通) [] (携帯) []

更問あり

(目的)

第一条 この法律は、眞に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(参考2) 進学率について

- 全世帯の進学率：81.5%

H30年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数 ※学校基本調査
3年前の中学校卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者数 ※学校基本調査

- 住民税非課税世帯の進学者数（1学年）：6.1万人

住民税非課税相当のJASSO奨学金利用者（実績）
住民税非課税相当学生のうちJASSO奨学金利用者割合 ※学生生活調査

- 住民税非課税世帯の進学率：40.4%

6.1万人（住民税非課税世帯の進学者数）
高校生等奨学給付金受給者等（実績）

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
高木 かおり氏（維希）

問6 フランスでは若者支援として住宅手当まで出している。若者への支援を充実する観点から、高等教育への支援も社会保障の一環として捉えるべきと考えるが、大臣の見解如何。 19.4.23

（答）

1. 学生に対する生活費の支援については、各國において様々な形で実施されており、我が国においては、従来より、奨学金制度により支援を行ってきたところです。
2. 今回、真に支援が必要な低所得者世帯の学生に対し、大学等における修学への経済的負担を大幅に軽減することは、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものと考えています。
3. このため、今回の法案では、第1条で「急速な少子化の進展への対処に寄与すること」を法律の目的として掲げ、授業料減免と学生生活を送る上で十分な額の給付型奨学金を支給することとしていますが、これに係る経費については、社会保障関係費として消費税財源を充てることとしています。

次頁あり

4. 今回の支援措置の対象となる大学等に対して、社会で自立し、活躍することのできる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施するものとして一定の要件を設けるとともに、進学後の学修状況についても一定の要件を課すこととしており、教育政策としての側面もあります。
5. 文部科学省としては、国民の知の基盤である高等教育を充実させていく観点からも、大学改革や教育研究の質の向上とあわせ、新たな支援措置を通じてアクセスの機会均等を図っていくことが重要と考えています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■、（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問10 本法案の目的は進学格差の是正だが、非進学者から進学者への所得の逆進的再配分という側面を持つことから、不公平感の拡大が指摘されている。この不公平感の是正について、大臣の見解如何。 19.4.23

（答）

1. 高校卒業後に進学せずに働く者との公平性に留意しながらも、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることを踏まえ、今回の支援措置は、真に支援が必要と考えられる低所得者世帯に限って経済的負担の軽減を図るものです。
2. 本措置は、進学を希望しても、家庭の経済事情で諦めていた子供達に、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校への進学の道を開くものと考えており、支援を受けた学生が多様な分野で学び、活躍できるようになることを期待しています。

更問2 今回の予算について、なぜ内閣府に計上するのか。

(答)

1. 今回の支援措置は、低所得者世帯であったとしても、経済的な理由から進学を断念することなく、意欲があれば大学等へ進学できる見通しを持つことができるよう、大学等における修学への経済的負担を軽減し、少子化の進展への対処に寄与するものであり、少子化対策の一環として、消費税財源を活用して実施することとしています。
2. 消費税の使途は、社会保障・税一体改革大綱や消費税法により、制度として確立された少子化に対処するための施策を含む、いわゆる社会保障4経費に充てることとされております。
3. この点、内閣府は、少子化の進展への対処に関する事項の企画立案・総合調整を任務としていることから、少子化対策として実施する今回の支援措置に必要な予算については、内閣府に計上し、使途の明確化を図ることとしています。
4. 一方、授業料等減免、給付型奨学金という新制度の具体的な内容については、文部科学省が実施することで効率的な遂行が可能であり、実行段階では文部科学省に移替えて執行することとしています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

伊藤 孝恵氏（民主）

問14 増税が見送られても財源を確保できるよう附則

第4条・消費税の収入のくだりに「等」「など」を追加して、消費税以外の財源も活用できるよう、一部修正を加えることが適当と考えるが、大臣の見解如何。

(答)

1. 今回の支援措置は、消費税収を社会保障4経費に充てる消費税法の下、「制度として確立された少子化に対処するための施策」として、本年10月の消費税率引上げによる增收分を活用し、安定財源を確保して実施することとしており、ご指摘のような法案修正は考えておりません。
2. いざれにせよ、消費税率の引上げについては、政府としては、反動減等への十二分な対策を講じた上で、法律で定められたとおり本年10月に10%に引き上げる予定です。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問15 本法案が日切れ扱いの理由如何。

（答）

1. 高校生の早期の進路選択に資するよう、
①機関要件を満たす大学等のリストの公表
②日本学生支援機構への奨学金の予約申込み
などの必要な準備行為を、法案の成立後、夏頃までに行う
必要があるため、法案の日切れ扱いをお願いしたところで
す。
2. なお、文部科学省としては、消費税率の引上げが本年10
月に行われる予定であることを前提に、来年4月からの新
制度の実施に向けて着実に準備を進めていく方針です。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
高木 かおり氏（維希）

問2 今回の修学支援措置について、消費税を財源として支援を拡充することにどのように国民の理解を求めていくのか。 19.4.23

（答）

1. 今回の高等教育の無償化は、低所得世帯の進学率が低いことを踏まえ、真に支援を必要とする低所得世帯の子どもに対して、大学等における修学への経済的負担の軽減を図り、少子化の進展に対処するものであり、少子化対策の一環として、消費税財源を活用して実施することとしています。
2. 今回の支援措置においては、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で、学生に対して支援するとともに対象となる機関についても学問追究と実践的教育のバランスが取れている、質の高い教育を実施する大学等とするため、一定の要件を求めるとしています。
3. こうした仕組みにより、少子化対策に寄与するとともに、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し活躍できるようになることを通じて、公費を投じる本施策の効果が社会に還元されていくことを指しております、こうした点を踏まえ、国民の皆様の理解の醸成に努めてまいりたいと考えています。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
高木 かおり氏（維希）

問1 高等教育への公的負担に対して、具体的にどのように国民の理解を得ていくのか。

（議員は、今回の修学支援法案だけでなく、高等教育全般への公的負担について、どのように国民の理解を求めていくのかとの観点で聞くとのこと。） 19.4.23

（答）

1. 高等教育施策の実施に際し、特に新たな教育投資を行うために必要な財源の確保に当たっては、その財源は国民の御負担を頂くものであるため、広く国民の間で教育施策の効果や必要性についての理解が醸成されていることが不可欠です。
2. このため、去る2月1日に、国の責任において「意欲ある若者の高等教育機関への進学機会を確保」する一方で、高等教育の取組・成果に応じた「手厚い支援」と「厳格な評価」を車の両輪として徹底することにより、「教育」「研究」「ガバナンス」改革を一体的に加速化するための政策パッケージを「高等教育・研究改革イニシアティブ－柴山イニシアティブ－として取りまとめ、公表したところです。
3. 「柴山イニシアティブ」を十分に踏まえ、高等教育に関する施策の効果が社会に還元されるように、今回の修学支援措置と大学改革を一体的に推進するとともに、国民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊（内線）■ ■ ■ （直通）■ ■ ■ （携帯）■ ■ ■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
赤池 誠章氏（自民）

問3 「社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する」とあるが、その人材像について根拠はどのようなものか。また、入学前と入学後、どのような判断基準で判断しようとしているのか、その妥当性も含め見解如何。斟酌すべきやむを得ない事情についてどのようなものを想定しているのか。

(答)

(人物像について)

1. 複雑で予測困難な社会においては、他者と協働しつつ、複雑化・多様化した現代社会の課題解決に向けて新しい価値を創出していくことが必要であり、人材育成にあたっては、豊かな人間性と創造性を育成するという観点が重要と考えています。
2. その上で、今回の支援措置は、公費により、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、高等教育段階への進学の支援を行うものであることから、学生がしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようなることが必要と考えております。

次項あり

(入学前後の判断基準について)

3. 支援対象者につきましては、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、明確な進路意識と強い学びの意欲が確認できれば支援の対象とする一方で、大学等への進学後は、修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合等、学修の状況に一定の要件を課し、これに該当する場合には直ちに支援を打ち切ることとしています。

(斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置)

4. なお、修得単位数や学業成績が一定以下の場合には「警告」を行い、これを連續で受けた場合、支援を打ち切ることとしていますが、この要件の一つとして、「GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合」を設定しております。

この要件につきましては。制度の検討の過程において、例えば、国家資格の取得を目的とする専門学校などで、成績が下位4分の1に属する学生であっても資格を取得できる場合もあるとの意見があつたことを踏まえ、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について検討することとしています。

(判断基準の妥当性について)

5. これらの学業要件は、機関要件等とあわせて文部科学省に大学や専門学校関係者、保護者関係者、自治体関係者などによる専門家会議を置き、外部有識者の方々の意見も伺った上で、具体的な条件を設定することとしたのです。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
吉良 よし子氏（共産）

問1 本法案について、閣議決定等では「高等教育無償化」と言っているがなぜか。 19.4.23

（答）

1. 閣議決定等における「高等教育の無償化」は、真に支援が必要な低所得者世帯の学生に対する授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の拡充を内容としており、国民に政策内容を伝える観点からこうした表現を用いているものです。
2. 一方、本法律案の題名については支援内容を端的に示す一般的な題名、すなわち「大学等における修学の支援に関する法律」とするなど、本法律案では支援の内容面を捉えて規定しており、「無償化」という表現は用いていません。

（参考1）大学等における修学の支援に関する法律案（抄）

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

赤池 誠章氏（自民）

問4 「豊かな人間性を備えた創造的な人材をつくるために必要な質の高い教育を実施する大学等」とあるが、それはどのような根拠で基準を設定して、判断しようとしているのか。結果、全ての大学等が対象となり、大学の質の判断とはならないのではないか。3月19日の参・文教科学委員会において、専門学校の経営要件について、一定の経過措置を考えているとのことであったが、具体的にどのような検討状況か。

(答)

1. 今回の支援措置においては、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を実施する大学等を支援の対象とするため、機関要件を設けることとしています。
2. 機関要件の詳細は、法律の成立後、速やかに省令において定めることとしていますが、昨年末の「制度の具体化に向けた方針」においてその概略を示しており、実務経験のある教員による授業科目の配置や外部理事の複数配置などの要件を設ける予定です。
3. さらに、教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、実質的に救済がなされることがないよう、設置者の財務状況や収容定員充足率の基準を定め、これらに適合しない場合は対象機関としないこととしています。
4. 文部科学省としては、多くの大学等に機関要件を満たしていたことを期待しており、そのため、各大学等が現在の取組を適切に充実させることが重要であり、申請に向けて準備を進められるよう、制度の周知や説明に努めてまいります。

次回会議

5. また、専門学校についても同様に経営要件を適用することとしますが、適用に際し、定員充足率の基準について、大学等について8割としているところ、専門学校については、その実態も踏まえて、一定期間の経過措置を設けることとし、初年度においては6割とし、段階的に8割にしていくことを考えております。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革室 鶴島 豊（内線）■（直通）■（携帯）■

19.4.23

平成31年4月23日(火)参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏(立憲)

問7 本法案において、大学の機関要件を設けた趣旨如何。

(答)

1. 今回の支援措置においては、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、大学等での勉学が職業に結びつくことにより、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を実施する大学等を支援の対象とするため、機関要件を求めていきます。

(更に、各大学が機関要件を満たせるのかと問われた場合)

1. 機関要件について、文部科学省としては、大学等にとっては、現在の取組を適切に充実させることで満たすことができる内容と考えており、多くの大学等にこれを満たしていただくことを期待しているところです。

多くの大学等が申請に向けて準備を進めていけるよう、今後とも、制度の周知や説明に努めてまいります。

2. 要件を満たすことができない大学等が対象機関となることはやむを得ないと考えていましたが、多くの大学等が取組を充実させることで要件を満たせるよう期待しています。

平成31年4月23日（火）参・文部科学委員会
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問8 本法案で定める確認要件を満たさない大学等に通う学生は支援の対象とならないことになる。学生に責任はなく、学生への支援と大学等の教育の質確保などは別問題であり、認可や助成のあり方によって改善すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の支援措置の対象となる大学等は、学校教育法や学校種ごとの設置基準によって、質の確保を図っています。
2. 今回の支援措置では、これらの設置基準や設置認可の制度を前提とした上で、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を行う大学等を対象にする趣旨で、機関要件を設定することとしています。
3. 委員御指摘のとおり、例えば、私学助成においては、客観的指標を活用したメリハリある資金配分により、教育の質の向上の促進に取り組んでいるところですが、機関要件は、このような助成の仕組みとは別に、先に述べた趣旨から必要なものと考えております。
4. 機関要件は、大学等が現在の取組を適切に充実させることで満たせる内容と考えており、多くの大学等が要件を満たせるよう、今後とも、制度の周知や説明にしっかり努めてまいります。

平成31年4月23日（火）参・文部科学委員会
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問9 本法案において、社会に役立つ分野への支援という条件を設けることで純粋に学問研究を行いたい学生の意欲を下げたり、例えば介護分野など、定員割れしそうな分野に対する支援が対象外となるなど、大学における学びの多様性を阻害する恐れがあると考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の支援措置は、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスがとれている、質の高い教育を実施する大学等を対象とすることとしています。
2. その際、生徒の進路選択を挟めないよう、支援対象となる分野を限定することは考えておりません。
3. また、今回の支援措置では、教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、実質的に救済がなされることがないよう、対象となる大学等に一定の経営要件を設けることとしています。

（参考）経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い（H30.12.28 関係閣僚合意）

- 次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。
 - ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連續マイナス
 - ・ 直近3カ年において連續して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合

19.4.23

4. 支援を受けた学生が安心して勉学を修めることができ
るよう、大学等の経営は継続的かつ安定的に行われるべ
きものであり、このような観点からも、経営要件の設定
は必要と考えています。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問2 給付型奨学金の受給資格を持つ高校生が、進学先が要件を満たさないために給付が受けられない事態への対処如何。

（答）

1. 今回の支援措置においては、大学等での勉学が職業に結びつくことにより、支援を受けた学生が社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を実施する大学等を支援の対象とするため、機関要件を求めることとしています。
2. 大学等にとっては、現在の取組を適切に充実させることで満たすことができる内容と考えており、多くの大学等にこれを満たしていただくことを期待しているところです。
3. なお、学校の機関要件が取消されたときに、今回の支援措置を受けていた学生については、本法案第16条において、機関要件の確認が取消された後も、引き続き支援を受けられることを盛り込んでいます。

【参考】大学等における修学の支援に関する法律案

第16条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一條の規定は、適用しない。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
高木 かおり氏（維希）

問9 経営指導等を行っても不適切な経営を行う大学が生じている中で、新たな修学支援措置を講じることは、そうした大学の温存につながらないか。

（答）

1. 今回の支援措置については、支援を受けて進学した学生が、質の高い教育環境の下で、安心して勉学を修めることができるよう、学生を受け入れる大学等については、経営が継続的かつ安定的に行われるところを対象とすべきと考えています。
2. このため、今回の支援措置では、教育の質が確保されおらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、実質的に救済がなされることがないよう、対象となる大学等に一定の経営要件を設けることとしています。

（参考）経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い（H30.12.28）

- （略）次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。
 - ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連續マイナス
 - ・ 直近3カ年において連續して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
高木 かおり氏（維希）

問10 機関要件について、これまでの質疑でも様々な批判があるが、必要性についてどのように考えるか。
(議員は、大学の質の確保の観点から機関要件は必要との立場。)

(答)

1. 今回の支援措置では、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を実施する大学等を対象にする趣旨で、機関要件を設定することとしています。
2. 文部科学省としては、この機関要件は、大学等が現在の取組を適切に充実させることで満たすことができる内容と考えており、多くの大学等にこれを満たしていただくことを期待しているところです。
3. 多くの大学等が申請に向けて準備を進めていけるよう、今後とも、制度の周知や説明に努めてまいります。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
高木 かおり氏（維希）

問12 フランス文学など、産業界のニーズが少ない、直接にはつながらない学問分野もあるが、こうした分野について、文部科学省は、国私の役割の違いを含め、必要性をどのように考えるのか。

(答)

1. 大学においては、我が国の「学術の中心」として、その自由な発想と主体性に基づき、人文学・社会科学、自然科学からその複合・融合分野にまで及ぶあらゆる学問分野を対象とする知的創造活動が実施されており、こうした活動は国立、私立を問わず重要であると認識しています。
2. 昨年11月の中央教育審議会の答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」においては、
 - ・国立大学の役割として、「経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため存続が必要な学問分野の維持」が考えられ、また、
 - ・私立大学の役割として、「それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う」ことが挙げられているところです。
3. 文部科学省としては、産業界のニーズに応えることも重要だと考えますが、学問分野の継承・発展や、多様で独創的な教育研究の推進なども必要であると認識しております。
今回の支援措置における機関要件の設定に際しても、実務経験のある教員による授業科目の配置に特例を設けるなど、学問分野の特性に配慮しつつ、適切に対応してまいります。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

新妻 秀規氏（公明）

問8 経営要件に該当する大学等は対象機関としないとのことであり、10校程度がこれにあたるとの報道もあった。学生に多様な選択肢を与えるために、多くの大学等が対象機関となることが望ましいと考えるが、どのように取り組むのか。また、経営要件が、地方での高等教育の機会を損なうことに繋がってはならないと考えるが、どのように取り組むのか。

(答)

1. 今回の支援措置では、教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、実質的に救済がなされることがないよう、対象となる大学等に一定の経営要件を設けることとしています。

(参考) 経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い (H30.12.28 関係閣僚合意)

○ 次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
- ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
- ・ 直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合

2. また、委員ご指摘のとおり、地方において経営が厳しい大学があることは認識しております。

文部科学省としては、これまでも、経営悪化傾向にある学校法人に対して、経営改善に必要な指導・助言を行ってまいりましたが、昨年7月に経営指導の充実に関する新たな通知を各学校法人に発出したところです。

本通知を踏まえ、本年度から、新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導を強化することとしています。

次頁あり

(参考) H30.7.30 付文部科学省高等教育局長通知
「学校法人運営調査における経営指導の充実について」

19.4.23

3. 文部科学省としては、要件の趣旨をしっかりとご理解い
ただけるよう、今後とも制度の周知を行うとともに、都市
部か地方かを問わず、支援を受ける学生が安心して勉学を
修めることができるよう、今後とも学校法人の経営力の強
化に努めてまいります。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

赤池 誠章氏（自民）

問7 第2条定義について、大学等とは、大学、高等専門学校、専修学校専門課程、専門学校としているが、高等教育機関としない理由如何。

(答)

今回の支援措置の対象となる学校種は、大学、高等専門学校、専修学校ですが、

- ・給付型奨学金について規定する「独立行政法人日本学生支援機構法」では、大学、高等専門学校、専修学校を総称して「大学等」とし、
- ・高等学校等就学支援金について規定する「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」では、高等学校、高等専門学校、専修学校等を総称して「高等学校等」としていることを踏まえ、今回の法律案でも「大学等」と総称しているところです。

(参考1) 独立行政法人日本学生支援機構法

(機構の目的)

第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受け入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。）
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）
- 五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

※なお、

- ・内閣提出の法律において、「高等教育機関」と規定しているものは存在しない。
- ・学校教育法において、「高等教育」の文言を用いた規定は存在しない。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鎌島 豊（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

更問 学校教育法に位置づけられない、国土交通省所管の海技
短大や厚生労働省所管の職業能力開発総合大学校等、各都道
府県にも同様の高校卒業後に入学する職業訓練校があるが、
今回除外した理由について如何。 19.4.23 赤池問ウ

(答)

議員ご指摘の職業能力開発大学校等の教育施設については、
(学校教育法に規定されている学校ではなく、) この無償化の
対象とはならないものの、多くの施設は、多様な教育・訓練を
通じて、それぞれの政策目的に応じた高度人材の養成を行うと
いう重要な役割を担っており、学生等が経済的理由により教育
・訓練を断念することがないよう、これらの教育施設を設置す
る省庁又は地方公共団体において、それぞれ必要に応じた授業
料の減免や貸与型奨学金等を通じた支援が行われていると承知
しています。

【参考：参・文教科学委員会（平成三十年十一月二十七日）】

(公明・新妻 秀規議員)

次に、職業訓練校への支援の充実、これ厚労省さんに聞こうと思います。高等教育の負担軽減では、大学について給付型奨学金の導入とか、また無利子奨学金の拡充、さらには授業料の減免が加速をしております。一方、職業訓練学校については融資制度や対象が限られた奨学金があるのみと承知をしております。（中略）大学と同様に職業訓練学校への支援の充実を求めるところですけれども、どのように取り組んでいかれるのでしょうか、御答弁をお願いします。

(政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官 山田雅彦君）)

お答えします。大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校については、二〇二〇年度から、住民税非課税世帯の学生等について授業料減免措置を講ずるとともに、学生等が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう給付型奨学金を措置することとされていると承知しております。他方、先生御指摘のとおり、職業能力開発大学校についてはこうした措置の対象とはされておりません。

産業の高付加価値化を担う高度な人材を育成する職業能力開発大学校においても、一つには、経済的な理由により職業訓練を受けることが困難で、かつ成績優秀と認められた学生に対する技能者育成資金融資制度や、二つ目に、家庭の事情で授業料の納入が困難で、かつ成績優秀と認められた学生に対する授業料の免除制度を設けているところあります。引き続き、このような施策に着実に取り組み、職業能力開発大学校で学ぶ学生の経済負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

赤池 誠章氏（自民）

問8 学生等の定義も、大学等の定義に即して、位置づけられているが、高等学校の専攻科は対象にならないということですか。また、大学へ編入学する法改正を行ったが、除外した理由如何。

（答）

1. 高等学校の専攻科については、学習者が自らの学びを柔軟に発展させることができるよう、進路変更の柔軟化を図る観点から、御指摘のとおり、平成28年度から、一定の基準を満たす高等学校等専攻科の修了者について、大学への編入学を可能としていますが、高等教育機関ではないことから、今回の支援措置の対象とはしていません。
2. 新制度は、学問追求と実践的バランスが取れた大学等を対象とすべきとの観点から、複数の外部理事配置や財務・経営情報の開示などの機関要件を満たす高等教育機関（大学、短大、高専、専門学校）の学生を対象としています。
3. この機関要件は、高等教育機関であることを前提としたものとなっており、高等学校の組織・体制にはなじまないものと考えています。
4. なお、高等学校等の専攻科には、資格取得に対応した教育を行っている課程があり、一定の社会的役割を担っていると考えていますが、その教育内容等は様々であるため、まずは実態を丁寧に研究してまいりたいと考えています。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

赤池 誠章氏（自民）

問13 日本学生支援機構における、本法案に関する広報の充実について文部科学省の見解如何。

(答)

1. 2020年4月からの新たな支援制度は、家庭の経済事情から進学を断念せざるを得なかった生徒に大学等への進学の道を開くものであり、高等学校や大学等の関係者に対して、しっかりと周知することが大変重要です。
2. そのため、新制度の趣旨や最新の検討状況などについて、大学等への進学の進路指導を行う高校の先生や、現に学生が在籍する大学等に正しく理解していただけるよう、通知や各種会議での説明をするとともに、日本学生支援機構ではスカラシップ・アドバイザーの高校への派遣により、高校や大学等関係者への周知に努めています。
3. また、社会的養護が必要な子供たちには、教育関係者だけでなく、社会福祉関係者を通じた周知が重要なため、厚生労働省等と連携した周知を行っています。
4. 本法案に関する審議を踏まえつつ、新制度に関する情報が、支援対象者となり得る子供たちに行き届き、十分にその活用が図られるよう、日本学生支援機構と連携を図り、今後とも、しっかりと関係者への広報・周知に取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

高木 かおり氏（維希）

問3 奨学金制度が複雑化しているが、高校生・保護者、学校関係者に対してどのようにサポートしていくのか。特に、新制度について、自分が対象になるか等、どう分かりやすく示していくのか。

19.4.23

(答)

1. 2020年4月からの新たな支援制度は、家庭の経済事情から進学を断念せざるを得なかった生徒に大学等への進学の道を開くものであり、高等学校や大学等の関係者に対して、しっかりと周知することが大変重要です。
2. このため、新制度の趣旨や最新の検討状況などについて、高校や大学等の関係者に正しく理解していただけるよう、通知や各種会議での説明をするとともに、日本学生支援機構ではファイナンシャル・プランナー等をスカラシップ・アドバイザーとして高校へ派遣し、周知に努めています。
3. さらに、新制度について、自分が対象になるか等、分かりやすく試算できる奨学金貸与・返還シミュレーションを、日本学生支援機構のホームページ上において、できる限り早期に公開したいと考えています。
4. 新制度に関する情報が、支援対象者となり得る子供たちに行き届き、十分にその活用が図られるよう、今後とも、しっかりと関係者への広報・周知に取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問6 少子化対策であれば、2人以上世帯での所得制限緩和等が必要なのではないか。19.4.23

（答）

1. 高等教育の無償化は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施するのですが、支援対象の基準となる所得について子どもの数も踏まえて算定することで、多子世帯へ一定の配慮を行うこととしています。

（参考）所得基準における多子世帯への配慮

住民税制度における下記の控除を適用。

- ・扶養控除（年齢16歳以上19歳未満、23歳以上） 控除額33万円
- ・特定扶養控除（年齢19歳以上23歳未満） 控除額45万円

2. これにより、多子世帯は子どもの数の少ない世帯と比べて高い所得であっても支援対象となり、例えば、両親の一方のみ給与所得を得ている場合、

- ・両親・本人・中学生の4人世帯であれば目安年収約380万円世帯までのところ、
 - ・両親・本人・大学生・中学生の5人世帯であれば目安年収約460万円程度の世帯まで
- 住民税非課税世帯に準ずる世帯として、段階的な支援の対象となります。

3. 新制度により、多子世帯であっても意欲ある者が安心して進学できるよう、制度の周知をしっかりと図ってまいります。

19.4.23

【参考】世帯構成別の目安年収（税制上の控除を適用した場合）

	住民税非課税	準する世帯	
(支援額)	3分の3	3分の2	3分の1
母・子1人（本人）	～約210万円	～約300万円	～約370万円
母・子2人（本人・高校生）	～約270万円	～約360万円	～約430万円
両親・子1人（本人）	～約220万円	～約300万円	～約380万円
両親・子2人 (本人・中学生) (モデル)	～約270万円	～約300万円	～約380万円
両親・子3人 (本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円
両親・子3人 (本人・大学生・中学生)	～約320万円	～約400万円	～約460万円
両親・子3人 (本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円

※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。

※給与所得以外の収入はないものとする。（事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。）

※両親については、片働き（他方は無収入で配偶者控除の対象）の場合の年収目安を記載。

※世帯年収（目安）は1万円の位を四捨五入している。

※両親が共働き（給与収入のみ）の場合

	住民税非課税	準する世帯	
(支援額)	3分の3	3分の2	3分の1
両親・子2人 (本人・中学生)	～約340万円	～約420万円	～約490万円
両親・子3人 (本人・高校生・中学生)	～約390万円	～約480万円	～約550万円
両親・子3人 (本人・大学生・中学生)	～約420万円	～約510万円	～約580万円
両親・子3人 (本人・大学生・高校生)	～約480万円	～約570万円	～約630万円

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

対大臣

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

伊藤 孝恵氏（民主）

問12 本法案による支援措置の対象範囲は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の者に限られており、不十分と言わざるを得ない。対象範囲の拡大を検討すべきと考えるが、大臣の見解如何。19.4.23

（答）

1. 新たな支援措置は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って実施するものです。

2. 一方、支援措置の対象範囲にかかわらず、これまでも、希望者全員に対する貸与の実現など無利子奨学金の充実を進めてきたところです。

また、経済的理由から奨学金の返還が困難となった方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学の支援の充実を図ってきたところです。

3. こうした貸与型奨学金の拡充に加えて、給付型による支援対象を更に拡大することについては、必要な安定的財源の確保に加え、

- ・貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
 - ・高校卒業後、進学せずに働く者との公平性
- を十分に踏まえ、慎重に議論する必要があると考えます。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

高木 かおり氏（維希）

問5 家族構成によって今回の支援措置の対象となるか異なつ
てくるのか。

19.4.23

（答）

1. 今回の支援措置は、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施するのですが、その基準となる所得について、子どもの数なども踏まえて算定することで、例えば多子世帯であれば子どもの数の少ない世帯と比べて高い所得であっても支援対象となります。

（参考）所得基準における多子世帯への配慮

住民税制度における下記の控除を適用

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・扶養控除（年齢16歳以上19歳未満、23歳以上） | 控除額33万円 |
| ・特定扶養控除（年齢19歳以上23歳未満） | 控除額45万円 |

2. これにより、例えば、両親の一方のみ給与所得を得ている場合、

- ・両親・本人・中学生の4人世帯であれば目安年収約380万円世帯までのところ、
- ・両親・本人・大学生・中学生の5人世帯であれば目安年収約460万円程度の世帯まで

住民税非課税世帯に準ずる世帯として、段階的な支援の対象となります。

3. このように、所得に係る基準は世帯構成に配慮したものとなつており、目安としてお示ししてきた約380万円等の年収より高い年収であっても、世帯構成によって対象となる場合があるということも含め、制度の周知をしっかりと図ってまいります。

	住民税非課税	準ずる世帯	
(支援額)	3分の3	3分の2	3分の1
母・子1人（本人）	～約210万円	～約300万円	～約370万円
母・子2人（本人・高校生）	～約270万円	～約360万円	～約430万円
両親・子1人（本人）	～約220万円	～約300万円	～約380万円
両親・子2人 （本人・中学生）（モデル）	～約270万円	～約300万円	～約380万円
両親・子3人 （本人・高校生・中学生）	～約320万円	～約370万円	～約430万円
両親・子3人 （本人・大学生・中学生）	～約320万円	～約400万円	～約460万円
両親・子3人 （本人・大学生・高校生）	～約360万円	～約450万円	～約520万円

※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。

※給与所得以外の収入はないものとする。（事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。）

※両親については、片働き（他方は無収入で配偶者控除の対象）の場合の年収目安を記載。

※世帯年収（目安）は1万円の位を四捨五入している。

※両親が共働き（給与収入のみ）の場合

	住民税非課税	準ずる世帯	
(支援額)	3分の3	3分の2	3分の1
両親・子2人 （本人・中学生）	～約340万円	～約420万円	～約490万円
両親・子3人 （本人・高校生・中学生）	～約390万円	～約480万円	～約550万円
両親・子3人 （本人・大学生・中学生）	～約420万円	～約510万円	～約580万円
両親・子3人 （本人・大学生・高校生）	～約480万円	～約570万円	～約630万円

対大臣

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
吉良 よし子氏（共産）

問7 基盤的経費を含め、高等教育予算の拡充の必要性について大臣の見解如何。 19.4.23
ES.A.Q1

（答）

1. 経済的負担の軽減について、新たな支援措置は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って実施するものであり、さらなる経済的負担の軽減とそのための予算措置については、安定的財源の確保の困難さに加え、低所得世帯以外は奨学金の拡充により進学機会が開かれていることや、進学せずに働く者との公平性を十分に踏まえ、慎重に議論する必要があると考えます。
2. 一方、高等教育予算の確保、とりわけ重要な部分を占める国立大学法人運営費交付金や私学助成といった基盤的経費については、いずれも継続的・安定的な教育研究活動を実施するためには不可欠なものであり、文部科学省としてはその確保に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

対大臣

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

高木 かおり氏（維希）

問18 今回の新たな修学支援措置では、最大75万人を対象に7600億円を充てるとのことだが、今後、対象は拡大していかないのか。

(答)

1. 新たな支援措置は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って実施するものです。
 2. 今回の大幅な支援拡充により、支援対象となる低所得者世帯の進学率が、新入生から順次上昇して全体の進学率（8割）に達する等の仮定を置いた場合、支援対象者は75万人程度になると推計され、所要額は最大7,600億円程度と試算しています。
 3. 一方、この対象範囲にかかわらず、これまでも奨学金制度の充実を図ってきたところであり、これに加えて給付型支援の対象を更に拡大することについては、必要な安定的財源の確保に加え、
 - ・低所得世帯以外は奨学金の拡充により進学機会が開かれていることや、
 - ・進学せずに働く者との公平性を十分に踏まえ、慎重に議論する必要があると考えております。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問11 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」における「無償教育の漸進的な導入」を5年以上もの間、放置した理由如何。 19.4.23

（答）

1. 国際人権A規約では、無償教育の漸進的な導入について、その範囲や方法を含め、具体的にどのような方法をとるかは加盟国に委ねられています。
2. 平成24年に高等教育の漸進的無償化を留保撤回して以降、文部科学省においては、給付型奨学金を平成29年度から実施するとともに、希望者全員への貸与の実現など無利子奨学金のさらなる充実等、高等教育への進学支援の充実を図ってきたところです。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

伊藤 孝恵氏（民主）

問13 本法案の漸進的無償化の今後の見通しとして、いつ、どのようなスケジュールで、いくらの予算を要求し、何を財源としてさらに進めていくのか。具体的に示されたい。 19.4.23

（答）

1. 新たな支援措置は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って実施するものです。
2. 一方、この対象範囲にかかわらず、これまで奨学金制度の充実を図ってきたところであり、支援対象の拡大は、必要な安定的財源の確保に加え、低所得世帯以外は奨学金の拡充により進学機会が開かれていることや、進学せずに働く者との公平性を十分に踏まえ、慎重に議論する必要があると考えております。
3. 文部科学省としては、財政や進学率等、その時々の状況を総合的に判断しながら、我が国における無償教育の漸進的導入に努めているところであり、その具体的なスケジュールや予算、財源についてお示しすることは困難です。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
吉良 よし子氏（共産）

問2 本法案による支援措置について、国際人権規約の趣旨に適うと国会答弁しているが、何をもって適うとしているのか。 19.4.23.

（答）

1. 国際人権規約において、無償教育の具体的な方法については特段の定めをしておらず、その範囲や方法を含め具体的にどのような方法をとるかについては加盟国に委ねられています。

文部科学省としては、財政や進学率等、その時々の状況を総合的に判断しながら、具体的には、給付型奨学金制度の創設をはじめ、奨学金制度を充実させるなど、教育費負担の軽減に努めているものです。

2. 今回の法案は、少子化対策が目的ではありますが、真に支援が必要な学生に対し、確実に授業料等が減免されるよう大学等を通じた支援を行うとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給するものです。

3. このため、中長期的に見て、無償教育という手段を漸進的に導入する方向に沿って努力していく方針が維持され、かつ、実際の施策が中長期的に見てその方向性にそったものとなっているとの意味で、無償教育の漸進的導入の趣旨にも適うと認識しております。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊（内線）■ ■ ■ （直通）■ ■ ■ （携帯）■ ■ ■

更問あり

更問 本法案は漸進的無償化の第一歩に過ぎず、国連人権規約に沿って今後対象の拡大等を進めていくという理解で良いか。 19.4.23 吉良一問2

(答)

1. 無償化の対象範囲にかかわらず、これまでも、希望者全員に対する貸与の実現など無利子奨学金の充実を進めてきたところです。

また、経済的理由から奨学金の返還が困難となった方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学の支援の充実を図ってきたところです。

2. 給付型の対象を拡大することについては、

- ・ 低所得世帯以外は貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
 - ・ 高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があること
- を十分に踏まえ、議論する必要があります。

3. いずれにせよ、国際人権規約において、無償教育の具体的な方法については特段の定めをしておらず、その範囲や方法を含め具体的にどのような方法をとるかについては加盟国に委ねられています。

文部科学省としては、今後とも、財政や進学率等、その時々の状況を総合的に判断しながら、適切に対応してまいります。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

赤池 誠章氏（自民）

問2 第1条目的にある、「真に支援が必要な低所得者」とは何か。また、住民税非課税世帯（年収270万円未満世帯）、それに準ずる世帯として、300万円未満3分の2、380万円未満3分の1としている根拠如何。

(答)

1. 今回の支援措置については、

- ・経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることや、
- ・大学等に進学せずに働く者との公平性などを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施することとしています。

2. 具体的には、住民税非課税世帯に加え、これに準ずる世帯について、他の学校段階における現行の支援制度も参考としつつ、全学生の2割程度が対象となること等も踏まえ、目安年収380万円の世帯まで対象とすることとしています。

(参考) 他の学校段階における現行の支援制度

- **幼稚園の保育料負担の軽減**：非課税世帯の次の区分として、年収目安360万円程度とされている。（2019年秋より、所得制限なしの無償化を実施）
- **小中学校段階の就学援助**：要保護（生活保護）・準要保護（各市町村で設定）が対象
- **高等学校等就学支援金**：私立高校等の場合の加算について、非課税世帯の次の区分として、年収目安350万円程度とされている。（2020年4月より、所得基準を変更予定）

3. また、支援を受けない世帯との間に大きな差が生じないように配慮しつつ、学生に対して迅速な支給を行う観点から、支援額の細分化に伴う事務的な手続きの複雑化にも配慮し、全体で3段階の区分としているところです。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏（立憲）

問13 本法案において、支給額が急激に変わらないよう、段階的に支給額の違いを設けるなどの対応策が必要ではないかと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

1. 今回の支援措置については、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施することとし、具体的には、住民税非課税世帯に加え、これに準ずる世帯についても、支援の崖が生じないよう、必要な支援を段階的に行うこととしています。
2. 給付額の設定については、学校種や国公私立の別、更に自宅・自宅外の区分を設定する必要があることを踏まえ、学生に対して迅速な支給を行う観点から、支給額の細分化に伴う事務的な手続きの複雑化にも配慮し、全体で3段階の区分としているところです。
3. なお、支援段階の区分をより細かくすることについては、学生に対する迅速な支給を行う観点からのフィービリティや、制度の複雑化等の課題があることから、今回の措置において、更なる支援区分の細分化は考えていません。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

4. 具体的には、市町村民税の課税標準額をもととした所得基準において、非課税と年収380万円との中間に相当する年収300万円で支援区分を設定しているところです。

＜参考＞ 新制度の所得基準

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額 × 6 % - (調整控除 + 調整額) *

*政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除+調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額)

支援区分	算式により算出された額	支援額
第Ⅰ区分	100円未満(市町村民税所得割が非課税となる者*を含む。) ※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。 [目安年収: ~約270万円 (住民税非課税世帯)]	標準額の支援
第Ⅱ区分	100円以上 ~25,600円未満 [目安年収: 約270万円~約300万円]	標準額の2/3支援
第Ⅲ区分	25,600円以上~51,300円未満 [目安年収: 約300万円~約380万円]	標準額の1/3支援

*上表中の目安年収は、両親・本人・中学生の4人世帯の場合

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問10 本法案において、過度な学習状況要件を設けることについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の支援措置は、家庭の経済事情に関わらず、子供たちの誰もが自らの意欲と努力によって社会で自立し、活躍できるようになることを目的としています。
2. これを踏まえ、支援対象者につきましては、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等がレポートの提出や面談等により進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲があることを確認することにより、高等教育へのアクセス機会を広げることとしております。
3. 一方、大学等への進学後は、修得単位数や学業成績などの学習状況に係る客観的な基準を定め、これを満たさない場合には支援を打ち切る方針としており、これらの仕組みにより、制度の目的を踏まえた適切な者に対する支援が可能になると考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

更問 平均成績が下位4分の1に含まれる場合に修学支援の打ち切りの対象とする目的、趣旨如何。

(答)

1. 今回の支援措置においては、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学習意欲や進学目的を確認して対象とする一方、大学等への進学後は、学修に一定の要件を課し、これに満たない場合には、支援を打ち切ることとしております。
2. このような要件は、学生の社会での自立・活躍を図るという制度の目的と、支援が公費で賄われるものであることを踏まえ、設定することとしているものです。
3. なお、特に修得単位数や学業成績が一定以下の場合には「警告」を行い、これを連続して受けた場合には支援を打ち切ることとしています。
この「警告」の要件のうちの一つとして、「GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合」というものがありますが、この要件については、制度の検討の過程において、例えば、国家資格の取得を目的とする専門学校などで、成績が下位4分の1であっても資格を取得できている場合もあるとの意見があったことを踏まえ、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について検討することとしています。
4. その検討に当たっては、現場の専門家の意見を踏まえながら、具体化してまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■ ■ ■ （直通）■ ■ ■ （携帯）■ ■ ■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏（立憲）

**問12 給付型奨学金において資産調査を求めている
趣旨如何。**

（答）

1. 今回の支援措置は、真に支援が必要な世帯の学生に限定して支援を行うものであることから、現行の給付奨学金と同様に、引き続き資産要件を設け、所得にかかわらず、一定の資産を有している世帯の学生には支援しないこととする必要があると考えております。

【参考】支援対象者の資産要件

学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること
(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）

（さらに配慮について問われた場合）

2. ただし、現在、採用に当たって提出を求めている預貯金の通帳の写しについては、通帳の内容を他人に見られることに対する抵抗が強いことや、事務の簡素化の観点から取りやめることとし、虚偽の申告をした場合には返還を求めることを前提として、自己申告のみによるものとしたいと考えております。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

伊藤 孝恵氏（民主）

問4 成績要件を課すことの意義について、大臣の見解如何。 19.4.23

(答)

1. 今回の支援措置は、家庭の経済事情に関わらず、子供たちの誰もが自らの意欲と努力によって社会で自立し、活躍できるようになることを目的としています。
2. これを踏まえ、支援対象者につきましては、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等がレポートの提出や面談等により進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲があることを確認することにより、高等教育へのアクセス機会を広げることとしております。
3. 一方、大学等への進学後は、修得単位数や学業成績などの学習状況に係る客観的な基準を定め、これを満たさない場合には支援を打ち切る方針としており、これらの仕組みにより、制度の目的を踏まえた適切な者に対する支援が可能になると考えております。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

新妻 秀規氏（公明）

問5 支援の打ち切りの判断は大学が行うことだが、支援対象者の退学等を避けるため、大学等が正当な判断を行わない懸念があるが、どのように対応するのか。

（議員は、大学等が自らの評価の低下を懸念し、正当な判断を行わないことが生じないようにすべきとの認識。）

（答）

1. 今回の支援措置においては、公費を投じることを踏まえれば、社会的にも理解が得られるような学生に対して支援を行う必要があることから、大学等に進学後は、学修の状況に一定の要件を課し、これに満たない場合には、支援を打ち切ることとしております。
2. この要件は、各大学等においてしっかりと運用されることが前提であり、文部科学省としては、各大学等に対し成績の分布状況の把握をはじめとする厳格かつ適正な成績管理とともに、警告を発したり、支援を打ち切った学生の人数や事由など、その運用状況の公表を求めることにより、適切な運用を担保してまいります。

(参考) 現行奨学金制度の採用時の学力基準

区分	学力に関する基準
給付型奨学金	<p>各高校等が定める基準に基づき推薦 (成績基準の目安等はガイドライン※を作成)</p> <p>※ 以下のいずれかの要件を満たすものから推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 十分に満足できる高い学習成績を収めている ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③ 社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある
無利子奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・高校評定平均値3.5以上(予約採用時)等 ・住民税非課税世帯の学生等の場合は、成績基準を実質的に撤廃
有利子奨学金	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平均以上の成績 ② 特定の分野において特に優秀な能力を有する ③ 学修意欲がある

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴(内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

赤池 誠章氏（自民）

問11 第3節授業料減免について、現在実施している授業料減免制度がどう移行されるのか。第6、8条として、授業料と入学金を減免するとのことであるが、その他経費についてはどうか。

(答)

1. 現行の各大学における授業料減免は、それが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われておりますが、新制度の下では、2020年度から、各大学における授業料減免への公的支援は、国公私を通じ、全国で統一的な基準により、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、重点的に行われることになると考えております。
2. 今回の支援措置である授業料等減免においては、授業料及び入学金について減免措置を講ずることとしていますが、ここでいう「授業料」は、現行法における授業料、すなわち大学等が「授業料」との名目で徴収している費用を指し、例えば、その他学校納付金は含まれません。
3. 一方、私立の大学等に関しては、実態として、「授業料」以外にも、「施設整備費」「実験実習費」等の名目で学生から納付を求めており、これらは、授業料と同様に教育役務の提供及び学生の地位にあることの対価としての性質を有するものと解されます。

4. これらについては、大学等において「授業料」以外の名目で徴収されている費用であることから、支援措置においても授業料とは取扱いを異にしているものの、学生の負担軽減の観点からは、
授業料以外の学生納付金も含めて配慮する必要があることから、
給付型奨学金により措置する経費として、私立学校の在籍者に限って授業料以外の学校納付金の一部を計上することとしておりま
す。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏（立憲）

問4 予算措置による既存の授業料減免制度が維持されるのか。

（答）

1. 国公私を通じ、全国で統一的な基準となるため、新制度においては対象とならない学生等も生じ得ると考えていますが、今後、各大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要となります。
2. 文部科学省としては、各大学における減免基準の考え方等の状況を把握し、適切に対応してまいりたいと考えております。
3. なお、現に支援を受けている学生については、減免の事由や家計基準の実態等を踏まえつつ、何らかの配慮が必要かどうか検討してまいります。

19.4.23

対大臣

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問5 大学院生に対する授業料減免制度は継続されるのか。

（答）

今回の新たな支援措置は学部学生を対象としたものですが、国立大学の大学院生に対する授業料減免は運営費交付金より別途措置されており、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [REDACTED]（直通） [REDACTED]（携帯） [REDACTED]

19.4.23

対大臣

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問6 予算による既存の授業料減免制度の今後の検討スケジュールはどうなっているのか。

（答）

1. 文部科学省としては、各国立大学に対して調査するなど、本年夏ごろまでに、より詳細な状況を把握したうえで、新たな制度の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]
更問あり

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏（立憲）

問14 本法案に伴う大学の授業料の減額の必要性について、大臣の見解如何。

（答）

1. 本法案は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に限つて、授業料等の減免措置と給付型奨学金の支給を合わせて行うことを規定するものであり、学費そのものの引き下げを内容とするものではありません。
2. 大学の学費は、大学における充実した教育・研究環境を整える観点から、教職員や施設設備といった学校運営等に要する経費に充てられるものです。
3. この学費の設定について、近年、国立大学は国において授業料の標準額を据え置いているものの、基本的には、各公私立大学が、それぞれの教育・研究環境を勘案しながら、適切に定めるべきものと認識しています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

更問 各大学の詳細な状況を把握し、適切に対応するというが、いつまでに行うのか。

(答)

1. 文部科学省としては、新制度が始まる2020年度予算の概算要求を行う、本年夏ごろまでに、新制度を踏まえた各国立大学の対応見込み等も踏まえ、各国立大学に調査するなどして、より詳細な状況を把握したうえで、適切に対応してまいりたいと考えております。

(さらに私立大学について問われた場合)

2. 文部科学省としては、本年夏ごろまでを目途として、必要な検討を行ったうえで、適切に対応してまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

伊藤 孝恵氏（民主）

問7 国立大学、公立大学、私立大学において制度の後退があり得るのは国立大学だけという認識でよいか。

（答）

1. 現行の各大学における授業料減免は、それぞれが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われておりましたが、新制度の下では、各大学における授業料減免への公的支援は、国公私を通じ、全国で統一的な基準により、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、公平かつ重点的に行われることになると考えております。
2. 今後は、各大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することになりますが、例えば、私立大学については、現行、2017年度実績において学部相当で約70億円を支援しているところ、新制度では1,500億円を超える支援が見込まれ、公立大学については、現行、2017年度実績において、学部相当で約30億円を支援しているところ、新制度では90億円を超える支援が見込まれており、全体としては、人数規模や金額が大幅に拡大することで支援が広がっていくものと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）

（直通）

（携帯）

更問あり

更問 国立大学では現行の措置からどう変わるのか。

(答)

1. 国立大学については、現行（2018年度前期実績に基づく2018年度の推計）、学部相当で約190億円を支援しているところ、新制度では190億円を超える支援が見込まれますが、現行の仕組みにおいて対象となっている一部の学生が国の支援措置の対象とならない場合もあり得ると考えております。
2. 今後、減免の事由や家計基準の実態や、国立大学における減免基準の考え方等を見極めつつ、何らかの配慮が必要かどうか、検討したいと考えております。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問16 増税を見込んで学費を便乗値上げする大学への対応如何。

（答）

1. 大学の学費は、基本的には、各大学がそれぞれの教育・研究環境を勘案しながら、適切に定めるべきものと認識しています。
2. 消費増税を理由とした学費の値上げについては、合理的な範囲を超えたものとならないよう、各大学において、説明責任を果たしていただくことが重要と考えておりますが、今回の支援措置の趣旨に反するような学費の値上げが行われることのないよう、制度の趣旨の周知に努めてまいりたいと考えております。

【参考】平成26年（2014年）の消費増税時（5%→8%）、私立大学には各種会議で以下を要請。

- 合理的な範囲を超えた納付金の値上げを行わないこと
- マスコミの問い合わせ等への丁寧な説明
- 値上げを行う場合の低所得者への配慮（経済的支援）

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問17 授業料減免制度の縮小や制度の後退が起こらないよう、各大学の主体的な取組を阻害することのないよう配慮する規定を法案に盛り込む必要があるがと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 各大学における授業料減免への公的支援については、
現行は、各大学等それぞれが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われておりますが、
新制度のもとでは、国公私を通じ、全国で統一的な基準により、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、重点的に行われることになると考えております。
2. 今後、新制度の支援措置に加えてどのような対応を行うかについては、各大学それぞれが検討・判断し、新しい基準を策定していくことになると考えており、法案に配慮規定を盛り込むことは必要ないと考えております。
3. ただし、新制度においては対象とならない学生等も生じ得るところであり、文部科学省としては、各大学における減免基準の考え方等の状況等を把握し、適切に対応してまいりたいと考えております。

（参考）

大学等における修学の支援に関する法律案に対する国民民主党の修正案要綱（抜粋）

1 運用上の配慮に係る規定の追加

この法律の運用に当たっては、各大学等による学生等の経済的負担の軽減を図るために主体的な取組を阻害することのないよう配慮しなければならない旨の規定を追加すること。

対大臣

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問18 いま減免対象になっている在校生が途中で支援を打ち切られることがないようにするために、文部科学省の取組如何。

(答)

1. 現行の各国立大学等における授業料減免は、それぞれが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われておりますが、新制度の下では、各国立大学における授業料減免への公的支援は、国公私を通じ、全国で統一的な基準により、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、重点的に行われることになると考えております。
 2. 今後、新制度の下で、各国立大学が授業料減免の基準を検討していくことになりますが、現在、授業料減免を受けている学生で、新制度においては対象とならない学生等も生じ得るところであり、当該学生の学びの継続を支援する観点から、現に支援を受けている学生については、減免の事由や家計基準の実態や、国立大学における減免基準の考え方等を見極めつつ、何らかの配慮が必要かどうか、検討したいと考えております。

(参考)

現行の授業料免除制度においては、その認定は、毎年度、毎期ごとに行われているものであり、複数年度にわたる在学期間を通じた措置が保障されているわけではない。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

吉良 よし子氏（共産）

問3 これまでの衆議院・参議院の審議で答弁があつた、学費の値上げについて、「合理的な範囲を超えたものとならないように各大学が取り組むとともに、法案の趣旨に反することが無いように」との答弁の趣旨如何。

(答)

1. 大学の学費は、教職員や施設設備といった学校運営等に要する経費に充てられるものと承知しており、基本的には、各大学がそれぞれの教育・研究環境を勘案しながら、適切に定めるべきものと認識しています。
2. そのため、学費の値上げが合理的な範囲であるかについて、各大学においてその説明責任を果たすことが重要と考えております。
3. また、今回の支援措置は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施するものであります。
4. このような制度の趣旨を踏まえ、今回の支援措置の趣旨に反すると認められる値上げは適切ではないと考えており、文部科学省としては制度の趣旨の周知に努めてまいります。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
吉良 よし子氏（共産）

問4 国立大学で標準額を超える授業料が設定される大学も出ているが、標準額を上回った場合、非課税世帯について、本法案による支援措置でカバーできない部分が出てくるがどうするのか。

(答)

1. 大学の学費は、教職員や施設設備といった学校運営等に要する経費に充てられるものと承知しております、基本的には、各大学がそれぞれの教育・研究環境を勘案しながら、適切に定めるべきものと認識しています。
2. 国立大学の授業料については、国において標準額を示しつつ、120%を上限として各大学が個別の授業料設定を決定することができる仕組みとなっています。
この標準額については、近年据え置いているものの、自らの裁量の範囲内において、標準額を超える授業料を設定する大学も出てきているところです。
3. これらの大学においては、真に支援が必要な学生が学ぶ機会を逸する事がないよう、独自の財源を活用して、授業料減免の対象者に対しては、標準額を上回る額を含めて減免を実施することとしており、新制度においても、各大学において、こうした状況を踏まえた適切な対応が図られることになるものと考えています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

更問 授業料を値上げすると、値上げした分の運営費交付金が減るのではないか。

(答)

19.4.23 吉良 開久

国立大学法人の運営費交付金の算定に当たっては、「標準額」を使用することになっており、各大学における授業料の改定（値上げ・値下げ）は運営費交付金に影響しない仕組みとなっています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

吉良 よし子氏（共産）

問5 本法案による支援措置に関して、今後、国立大学で標準額を超えて授業料を値上げする大学が続いた場合、どのような対応を取るのか。 19.4.23

（答）

1. 国立大学の授業料については、国において標準額を示しつつ、120%を上限として各大学が個別の授業料設定を決定することができる仕組みとなっております。

（参考）国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（抜粋）

（授業料等の上限額等）

第十条 国立大学法人は、国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料の年額、入学料又は入学等に係る検定料を定めようとする場合において、特別の事情があるときは、第二条第一項若しくは第三項、第三条第二項又は第四条の規定にかかわらず、これらに規定する額にそれぞれ百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲内において、これらを定めることができる。

2. 文部科学省としては、国立大学が標準額を超える授業料を設定する場合には、

①その授業料によって、学生に対する教育が充実することになること、

②また、授業料の値上げによって、真に支援が必要な学生が学ぶ機会を逸することができないよう支援することが重要と考えており、

今後、標準額を超える授業料を設定する場合においても、各大学において、こうした観点を踏まえ適切な対応を行うことが重要と考えています。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
吉良 よし子氏（共産）

問6. 本法案による支援措置について、今後、私立大学の授業料の授業料平均額が上昇した場合、どのような対応を取るのか。 19.4.23

（答）

1. 私立大学の授業料減免については、国立大学の「授業料標準額」に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図ることとし、私立大学の学生の負担軽減を図ることを前提としつつも、私立大学の授業料設定の裁量性に鑑み、国立大学標準額と私立大学の平均授業料を踏まえた額との差額の2分の1を加算することとしています。
2. 今後、私立大学の授業料平均額が上昇した場合、そのたびに授業料減免の上限額を見直すのではなく、授業料が変動する背景となる社会経済や学生の生活費の状況など、様々な要素を勘案しつつ、必要に応じ、上限額の設定について検討していくべきものと考えております。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23 新妻 秀規 氏（公明）

問6 今回の支援措置は、収入に応じた、1/3から3/3までの段階的な支援であって、半額免除や一部免除など、その間の支援は想定されていないようである。各大学の判断で、このような中間的な免除を実施することは可能か。また、大学院生に対しての授業料減免は、今後どのようになるのか。

(答)

1. 現行、各大学はそれぞれが定める認定基準に基づき、授業料減免を行っており、全額免除のほか、半額免除、3分の1免除、4分の1免除など、免除の内容は様々ですが、新制度の下では、各大学における授業料減免は、国公私を通じ、全国で統一的な基準となるため、現行の仕組みにおいて対象となっている家計基準であっても、一部の学生が新制度の支援対象とならない場合もあり得ると考えています。
2. 今後、各大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要となりますが、新制度に加えて、さらにどのような対応を行うかについても、各大学それぞれが検討・判断し、新しい基準を策定していくことになると考えています。
3. また、今回の支援措置では、大学院生は対象となっておりませんが、現に授業料減免の支援を受けている大学院生については、何らかの配慮が必要かどうか、検討したいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
新妻 秀規氏（公明）

問7 新制度の移行に際して、現在、授業料減免を受けている学生の修学の継続に配慮した慎重な検討をお願いしたい。また、検討結果がまとまり次第、できるだけ早く、対象学生に制度の移行について丁寧に説明していただきたいが、大臣の見解如何。

(答)

1. 今後、各大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要となります。が、新制度においては対象とならない学生等も生じ得るところであり、当該学生の学びの継続を支援する観点から、減免の事由や家計基準の実態等を踏まえつつ、何らかの配慮が必要かどうか、検討してまいりたいと考えています。
2. なお、検討した結果については、まとまり次第速やかに各大学等に対して、学生への周知徹底をお願いすることとしており、学生が混乱することのないよう、丁寧な説明や周知に努めてまいりたいと考えています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問2 本法案の費用対効果の検証は不可欠であり、4年後の見直し規定が置かれているところ。本法案による施策の成否・効果をどのように検証するのか。 19.4.23

(答)

1. 本法案の附則第3条では、この法律の施行後4年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じて所要の見直しを行うこととしています。
2. 文部科学省としては、例えば、低所得者世帯の進学率の状況、支援を受けた学生の学習状況、就職や進学の状況、経済的負担感の軽減の状況などについて必要なデータを収集し、多角的な検討を行ってまいりたいと考えています。
3. なお、見直し期間を「4年」としたのは、学生等の大部分を占めるのが4年制学部の学生であり、支援を受けた学生の学修成果や就職状況などを把握できるようにするためです。

(参考) 大学等における修学の支援に関する法律案

附 則

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

新妻 秀規氏（公明）

問11 国と地方の役割分担を含めた制度の実施・運用について、制度の開始まで1年を切り、今後どのように検討と実作業を進めていくのか。

(答)

1. 今回の支援措置に係る国と地方の役割分担については、全国知事会はじめ地方団体と政府との間での協議を経て決定しております。

教育無償化に関する国と地方の協議 計2回(11/21(木)、12/3(火))

2. 文部科学省では、地方における事務の実施に必要な準備期間を十分に確保できるよう、これまでも機関要件の確認事務に関する資料を自治体・学校向けの説明会や、文部科学省ホームページでの情報発信に努めてきました。

3. また、私立専門学校に係る事務処理体制の構築に要する費用を全額国費で2020年度までの2年間措置いたします。

4. 2020年4月からの制度実施に向け、高校生の進路選択に支障のないよう、引き続き情報発信や支援に努めるとともに、全国統一的な事務処理のための指針も早急にお示しし、地方においても新制度の円滑な導入・定着が図られるよう努めてまいります。

【参考】

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚合意（平成30年12月28日）（抄）

（事務費等）

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問5 独立行政法人日本学生支援機構の業務量の増加が見込まれるが、人員の補充など体制強化には何が必要と考えるか。 19.4.23

（答）

1. 今回の新たな修学支援措置について、今年度予算において、日本学生支援機構における2020年度からの給付の開始に向けた体制整備として、予約採用の実施に必要な人員等、現行の給付型奨学金に携わる人員を大幅に充実するための予算を措置しています。
2. 2020年度以降の人員については、進学率の上昇による事務負担の増加に加え、学校からの申請内容と実態に齟齬がないかのチェックや、不正受給防止に向けた取組など、適正な事業執行に対処する人員が必要となると考えており、適切に取り組んでまいります。

（参考1）平成31年度予算における日本学生支援機構の体制整備状況

- ・職員について、現行の給付型奨学金6名+新たに24名の合計30名分の予算を措置
- ・このほか、事務補助として別途32名分の非常勤・派遣職員を配置する予算を措置

（参考2）新制度の準備のための体制整備の予算（2019年度）

- 新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 3億円
 - ・私立専門学校に係る事務処理体制の体制構築に要する費用（都道府県向け補助金）
- 給付型奨学金制度の実施・拡充に向けた体制整備 35億円
 - ・日本学生支援機構学資支給基金補助金（140億円）の内数
 - ・大学等への進学前における支援対象者の予約採用を確実に実施するためのシステム改修等の体制整備

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎・正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

新妻秀規氏（公明）

問10 日本学生支援機構や関係地方公共団体における体制整備について、規模や予算、スケジュール如何。

(答)

1. 新制度の実施に当たっては、給付型奨学金の事務を担当する日本学生支援機構や、私立専門学校（約2,600校）の機関要件を確認する都道府県に対して、体制整備を行う必要がある。
2. 日本学生支援機構における2020年度からの給付の開始に向けた体制整備としては、今年度予算において、予約採用の実施に必要な人員等、給付型奨学金に携わる人員を大幅に充実するための予算を措置したところである。
3. また、都道府県に対しては、私立専門学校に係る機関要件の確認の事務処理体制を構築するために、必要な経費を今年度と来年度の2年度にわたり措置しているところ。（今年度当初から各県において予算執行が可能となるよう交付手続済）
4. 文部科学省としては、衆議院で決議された附帯決議において、日本学生支援機構における体制強化が指摘されていることを踏まえ、2020年度からの新制度の円滑かつ確実な実施に向けて万全を期してまいりたい。

(参考) 平成31年度予算における日本学生支援機構の体制整備状況

- ・職員について、現行の給付型奨学金6名+新たに24名の合計30名分の予算を措置
- ・このほか、事務補助として別途32名分の非常勤・派遣職員を配置する予算を措置

(参考) 新制度の準備のための体制整備の予算（2019年度）

- 新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 3億円
 - ・私立専門学校に係る事務処理体制の体制構築に要する費用（都道府県向け補助金）
- 給付型奨学金制度の実施・拡充に向けた体制整備 35億円
 - ・日本学生支援機構学資支給基金補助金（140億円）の内数
 - ・大学等への進学前における支援対象者の予約採用を確実に実施するためのシステム改修等の体制整備

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

赤池 誠章氏（自民）

問9 第3条として、修学支援策は、①独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の学資支給）及び②授業料減免の2種あるが、学資支給に一本化せず、二種とした狙い如何。

(答)

1. 大学等における授業料等の減免は、大学等の設置者が行う減免措置に対して、国が大学等に対して補助を行う、機関補助として実施してきたところです。
2. このため、今回の支援措置においても、大学等の設置者が行った授業料等の減免措置について、その費用を国等が支弁することとしており、個人補助として支給する給付型奨学金に一本化せずに、従来と同様に、機関補助として実施することとしています。
3. 授業料等の減免を機関補助とすることにより、国等からの資金が確実に授業料の支払いに充てられることも可能となると考えています。
4. なお、給付型奨学金の実施のために日本学生支援機構がマイナンバーにより行った所得確認の結果は、授業料等の減免を行う大学等においても活用し、重複した業務が発生しないようにするなど、全体として効率的な仕組みとなるようにしているところです。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

赤池 誠章氏（自民）

問5 「大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減すること」とあるが、これは憲法及び教育基本法に定める教育の機会均等という理念と同じと考えてよいのか。であれば、なぜ機会均等と本条文に明記しなかったのか。

(答)

1. 低所得者世帯の者に対し、大学等における修学に係る経済的負担を軽減する今回の支援措置は、憲法第26条第1項の精神を具体化して、国や地方公共団体が、能力がありながら経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないとする教育基本法第4条第3項の規定の趣旨にもかなうものです。
2. 他方、本法律案の目的は、大学等における修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することとしているため、条文の目的にはその旨を規定したところです。
3. 文部科学省としては、今回の支援措置が十分に活用されることを通じて、本法律案が教育基本法の理念にもかなうものとなるよう努めてまいります。

(参考1) 日本国憲法

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(参考2) 教育基本法

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、授業の措置を講じなければならない。

(参考3) 大学等における修学の支援に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

伊藤 孝恵氏（民主）

問9 公的学生支援の根拠である憲法26条と教育基本法4条の教育の機会均等に基づき、政府が負う学生支援義務と、公的負担による家計の教育費負担軽減の必要性について、大臣の見解如何。 19.4.23

（答）

1. 教育基本法第4条第3項は、憲法第26条第1項の精神を具体化したものであり、能力がありながら経済的理由によって修学が困難な者に対しては、国や地方公共団体が積極的に奨学の措置を講じることを定めています。
2. このため、これまで日本学生支援機構による奨学金事業等、公的負担による家計の教育費負担軽減に努めてまいりましたが、今回の新たな修学支援措置により、一層の負担軽減を図ってまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

赤池 誠章氏（自民）

問12 確認大学等の授業料減免に関する不正への対応如何。

また、あってはならないことであるが、学生等の不正への対応如何。

(答)

1. 今回の支援措置については、幅広く国民の負担と理解により消費税を財源とすることを踏まえても、特に不正はあってはならないことと考えます。
2. 確認大学等において不正があった場合、補助金等適正化法や地方自治体で定める規則に基づき、支払った減免費用相当額の返還を求めることとしており、また、確認を取り消された場合には、在学生の減免義務を引き続き負いますが、その費用は公費からは支出されず、大学等の自己負担となることとしています。さらに、報告徴収や立入検査、確認の取消し等の監督規定を設けるなど、大学等の不正に対処する仕組みを設けております。
3. 個人の不正については、現行の給付型奨学金では、申込時、申請内容に虚偽がないことを本人が誓約する旨の書面を求めておりますが、新制度においては、これに加え、資産を申告する書面においても同様に確認を求めることとしています。また、虚偽の申請を行うなど、不正に給付型奨学金の支給を受けた場合には、厳格に対応すべく、徴収額に0.4を乗じた金額までの範囲で、加算金をさらに徴収できることとしています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）

（直通）

（携帯）

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

斎藤 嘉隆氏（立憲）

問11 独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4を改正して、不正利得の徴収金を引き上げた趣旨如何。

(答)

現行の独立行政法人日本学生支援機構法においても、不正により給付型奨学金の受給した場合に、その受給額を徴収することは規定されていますが、今回、給付型奨学金の給付額が大幅に拡充されることに鑑み、不正の抑止効果を高めるため、本法律案において、受給額に加えて0.4倍までの加算金を徴収できることを規定しています。

(参考1) 独立行政法人日本学生支援機構法 ※下線が今回の改正で追加する部分

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(参考2) 考えられる不正の例

- 申請に必要な証明書等（マイナンバーカードの写し、在留カード等）を偽造して申請し不正受給した場合
- 所得のない他人を家計支持者であると偽って申請して不正受給した場合

(参考3) 本法律案と同様に、不正受給を行った個人に対して0.4倍以下の加算金を課すことができるとする制度としては生活保護法の保護費がある。

対大臣

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会
伊藤 孝恵氏（民主）

問3 所管官庁における無償化の議論の議事録の閲覧は
できるのか。 19.4.23

（答）

1. 文部科学省においては、平成30年1月から6月にかけて、6回に亘って「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議」を開催し、会議での議論を踏まえて、専門家会議報告書を取りまとめました。

（参考）平成30年6月14日 高等教育の負担軽減の具体的方策について（報告）

平成30年6月15日 経済財政運営と改革の基本方針2018（閣議決定）

2. 専門家会議での議論の経緯については、議事要旨として、既に、文部科学省のホームページにおいて公表しているところです。

（参考）議事要旨の記載事項：日時、場所、議題、出席者、議事要旨

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度PT主任大学改革官 銀島 豊（内線）█████（直通）█████（携帯）█████

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

赤池 誠章氏（自民）

問10 学資支給について、現在実施している給付型奨学金制度がどう移行されるのか。

(答)

1. 給付型奨学金制度は平成29年度より実施しておりますが、平成31年度予算では、今年度に2万名を加えて、合計41,400人を対象に実施しています。
2. 来年度からは、現在の給付型奨学金の新規募集は行わず、新たな修学支援措置に一本化することとなります。新制度は給付型奨学金の充実に加え、授業料減免と併せて行うこととしており、支援が大きく充実することとなるため、原則としてほとんどの学生が新制度へ移行するものと考えております。
3. ただし、現行の給付型奨学金を受けている学生が在籍している高等教育機関が新たな修学支援制度に参加しない場合等も考えられ、 そうした場合には、経過措置として当該学生に不利益が生じないよう、卒業するまでしっかりと支援してまいりたいと考えています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問1 現行の給付型奨学金は、制度開始からわずかで制度改正を経ることになるが、現行制度への評価如何。 19.4.23

（答）

1. 現行の給付型奨学金制度は、意欲と能力がありながら経済的理由により進学を断念せざるを得ない住民税非課税世帯の者の進学を後押しするため創設したものです。
2. 平成30年度から本格的に実施し始めたため、十分に成果を検証できる段階にはありませんが、年に2万人近い非課税世帯の者がこの制度において高等教育機関への進学を果たしているところ、制度の趣旨に対して一定の効果が出ているものと考えています。
3. また、現行制度においては、成績要件を課し、対象となる学生を絞り込んでいる現状があり、進学意欲はあっても進学が叶わない学生が一定数残されている状況です。これに対して、新制度では、高校の成績だけで判断せず、本人の学習意欲や進学目的を確認して支援対象としており、家庭の経済状況に関わらず子供たちの誰もが自らの意欲と努力によって明るい未来をつかみ取ることができる社会の実現を目指してまいりたいと考えています。

19.4.23
4. その他、現行制度においては、選考基準の策定、対象者の選考、申請者からの書類の確認等、高校の負担が大きかった点を踏まえ、書類確認作業の減量等、高校への負担を軽減する工夫を行うこととしています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問4 本法案による支援措置は、社会人を経て大学等に入学する者は支援対象となるのか。 19.4.23

（答）

1. 今回の支援措置においては、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定することとしています。
2. また、高等学校等を卒業し、短期大学や2年制の専門学校に進学した者は、20歳以上で就労し、一定の稼得能力があることを踏まえれば、こうした者とのバランスを考える必要もあり、高等学校等を卒業し2年の間までに大学等へ進学した者であって、過去においてこの措置による支援を受けたことがないものを支援の対象とすることとしております。
3. したがいまして、社会人を経て大学等へ進学する方については、今回の支援措置の対象として想定しておりませんが、文部科学省としては、今後、リカレント教育の重要性に鑑み、社会人も対象としている貸与型奨学金を着実に実施するとともに、関係省庁と連携しながら、リカレント教育の推進にも努めてまいります。

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

高木 かおり氏（維希）

問7 高等教育への投資について、どれくらいの効果があるのか。また、その効果をしつかりアピールしていくべきではないか。

(答)

1. 教育への投資は、我が国の今後の発展に欠かすことのできないものであり、高等教育への投資については、教育研究体制の充実等による教育の質の向上や、学生や親の経済的負担の軽減などによる教育の機会均等に資するだけでなく、高い能力を持った人材の育成等を通じ、我が国将来の経済成長にもつながり得るなど様々な効果をもたらすものと考えております。
2. 今般の高等教育の無償化につきましても、低所得世帯であったとしても、経済的な理由から進学を断念することなく、意欲があれば大学等へ進学できる見通しを持つことができ、機会均等や格差の固定化の解消に資するものと考えております。
3. 文部科学省としては、高等教育への投資による成果をしつかりと国民の皆様に説明し理解を得ながら、高等教育の更なる充実に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局高等教育企画課長 蛇名喜之（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

更問 高等教育への公的投資は、具体的にどのくらいの
便益があるのか。 19.4.23 高木 開ワ

(答)

1. 教育再生実行会議第8次提言（平成27年7月）においても引用された、平成24年度に実施された国立教育政策研究所の試算によると、高等教育の社会的便益は、投資額の約2.4倍とされているところです。

(参考)

- 学部・大学院在学期間中の一人当たり公的投資額：約254万円
- 大学・大学院卒業者の一人当たり社会的便益（税収増や失業による逸失税収の抑制等）：約608万円

【担当課長】高等教育局高等教育企画課長 蝦名喜之（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月23日（火）参・文教科学委員会

19.4.23

新妻 秀規氏（公明）

問9 今回の支援措置では、日本学生支援機構、都道府県の事務効率化や、学生の事務負担を抑えるため、マイナンバーの活用に取り組むべきと考えるが、文部科学省の見解如何。

(答)

1. 給付型奨学金の手続きにおいては、申込みの際にマイナンバーの提出を求め、所得の確認に活用することとしています。これにより、御指摘の通り、学校や日本学生支援機構の事務の効率化に寄与するとともに、課税証明書等の添付書類を省略できることから、申込を行う学生等の負担も大きく軽減されるものと考えています。

【参考】奨学金制度におけるマイナンバーの活用

平成30年度の給付型奨学金・貸与型奨学金の採用事務（31年度進学者分）から、全面的にマイナンバーを活用し、課税証明書等の収入証明に係る添付書類を省略

2. 文部科学省としては、新制度が円滑に実施できるよう、学生はじめ保護者の方々に、マイナンバーの活用も含め、手続きに係る負担の軽減などに係る周知をしっかりと行い、御理解をいただけます。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []